

《改正後溶込》

魚沼地区障害福祉組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成23年3月22日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次の掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 管理者は、毎年8月末までに、新潟県市町村総合事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)に対し、魚沼地区障害福祉組合に係る前年度における業務の状況について報告するよう求めなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により、公平委員会に対し求める報告事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他管理者が必要と認める方法

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。